

外国の法人税等の額の控除に関する明細書			事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名		
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無			有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑩)	②		年 月 日から 年 月 日まで	円	円	
	計 ① + ②	③					
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		年 月 日から 年 月 日まで			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤					
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		年 月 日から 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		年 月 日から 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉓)	⑧					
	計 ⑦ + ⑧	⑨		年 月 日から 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩					
	⑩又は当初申告税額控除額	⑪		年 月 日から 年 月 日まで			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫						
法第321条の8第42項により 控除できる金額(別表7の⑧)	⑬		当期分				
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-⑦+⑧-⑨)	⑭		計 ⑫	円	円		
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額(⑭若しくは (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は㉓)	⑮						
各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細							
事務所又は事業所			従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等	各市町村ごとに 算定した法人税 割額	各市町村ごとに 控除する外国税 額等(⑮又は⑯ のうち少ない額)	
名 称	所 在 地			⑰ 円	⑱ 円	⑲ 円	
			人				
合 計					㉒	㉓	

「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(第 20 号の 4 様式) 記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第 20 号様式の申告書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付してください。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号様式の申告書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 3 「政令第 48 条の 13 第 5 項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、市町村民税の控除限度額を政令第 48 条の 13 第 5 項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○で囲んでください。
- 4 「当期の控除対象外国税額①」の欄は、内国法人にあつては法人税の明細書(別表 6(2))の 1 の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書(別表 6 の 2)の 1 の欄の金額を記載してください。
- 5 「前 3 年以内の控除限度額を超える外国税額②」の欄には、前 3 年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載してください。
- 6 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください。
 - (1) 第 20 号の 4 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合
同表の①の欄の金額
 - (2) 第 20 号の 4 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合
同表の⑥の欄の金額
 - (3) 第 20 号の 4 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合
当該合計額
- 7 「道府県民税の控除限度額⑤」の欄は、次のように記載してください。
 - (1) 政令第 9 条の 7 第 4 項本文の規定により道府県民税の控除限度額を計算する法人
法人税の控除限度額に 100 分の 1 を乗じて計算した金額
 - (2) 同項ただし書の規定により道府県民税の控除限度額を計算する法人
第 7 号の 2 様式別表 2 (控除限度額の計算に関する明細書) の⑦の欄の金額
- 8 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、次のように記載してください。
 - (1) 政令第 48 条の 13 第 5 項本文の規定により市町村民税の控除限度額を計算する法人
法人税の控除限度額に 100 分の 6 を乗じて計算した金額
 - (2) 同項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算する法人
第 20 号の 4 様式別表 2 (控除限度額の計算に関する明細書) の⑦の欄の金額
- 9 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄は、次のように記載してください。

- (1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除⑪」を抹消します。
- (2) 通算法人の適用事業年度について法第 321 条の 8 第 39 項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「⑩又は」を抹消します。
- (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第 321 条の 8 第 40 項（第 1 号及び第 3 号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第 321 条の 8 第 39 項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき、計算される金額を記載します。
- 10 「前 3 年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」の各欄は、次のように記載してください。
- (1) 前 3 年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載してください。なお、各欄の上段は政令第 48 条の 13 第 18 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 21 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 48 条の 13 の 2 第 2 項の規定による読替え後の政令第 48 条の 13 第 18 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。
- (2) ⑩の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載してください。
- ア この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格合併等が行われた場合
政令第 48 条の 13 第 19 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 22 項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 5 の⑦の欄の金額
- イ この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合
政令第 48 条の 13 第 26 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 29 項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 6 の⑤の欄の金額
- 11 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、次のように記載してください。
- (1) 政令第 48 条の 13 第 5 項本文の規定により市町村民税の控除限度額を計算する法人
法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者の数
- (2) 同項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算する法人
第 20 号の 4 様式別表 2 の⑧の欄の補正後の従業者数
- 12 各市町村ごとの⑨の欄の計算は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額を各市町村ごと（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。）の従業者数又は補正後の従業者数により按分してください。この場合において、当該算定した外国税額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 13 ⑳の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第 20 号様式の⑤の「税額」の欄又は同様式の⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で 100 円未満の端数を切り捨

てる前の金額) から、特定寄附金税額控除額 (第 20 号様式の⑦の欄の金額) を控除し、税額控除超過額相当額の加算額 (第 20 号様式の⑧の欄の金額) を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (第 20 号様式の⑨の欄の金額) を控除した金額を記載してください。

また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑩の欄は、第 20 号様式別表 1 の 2 の⑥の欄の金額 (100 円未満の端数を切り捨てる前の金額) から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

(7. 10)